

令和元年度 河津町行政事務包括業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和元年度 河津町行政事務包括業務委託

(2) 業務の内容

河津町行政事務包括業務委託仕様書、業務別仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

(4) 契約限度額

¥479,090,000円（消費税および地方消費税を含む）

なお、各会計年度の限度額は次のとおりとする。

令和2年度 155,000,000円

令和3年度 159,650,000円

令和4年度 164,440,000円

2 問い合わせ、書類等提出先

担当部署 : 河津町総務課

住所 : 〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中212-2

電話 : 0558-34-1111（代表）

F A X : 0558-34-0099

E - M A I L : soumu@town.kawazu.shizuoka.jp

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 選定スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領等の公表・参加申込受付開始	令和元年10月16日(水)
2	参加表明書提出期限	令和元年10月31日(木) 午後5時まで
3	参加資格確認通知	令和元年11月1日(金) 午後5時まで
4	質問受付期限	令和元年11月8日(金) 午後5時まで
5	質問回答期限	令和元年11月12日(火) 午後5時まで
6	企画提案書等の提出期限	令和元年11月18日(月) 午後5時まで
7	選定委員会（第一次審査）	令和元年11月25日(月)
8	第一次審査結果通知	令和元年11月25日(月)

9	選定委員会（第二次審査）プレゼンテーション	令和元年12月6日(金)予定
10	第二次審査結果通知	令和元年12月6日(金)予定
11	契約締結（予定）	令和2年2月 予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 河津町の入札参加資格登録業者名簿に記載されている事業者
- (2) 現在、河津町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業者
- (4) 法人及びその役員等が、河津町暴力団排除条例（平成23年9月12日条例第11号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでない事業者
- (5) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がない事業者
- (6) 過去5年以内に地方公共団体の同種業務の実績を有する事業者

6 参加意思の確認方法

(1) 参加表明書

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式1）に業務履行証明書類をPDFデータで添付し、電子メールにて提出すること。（件名は「行政事務包括業務委託プロポーザル参加表明書」とする。）

なお、やむを得ない事情により、電子メールにて提出できない場合は、持参又は郵送での提出も可とする。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

また、参加表明書提出後、事情により参加を取りやめる場合は、速やかに参加辞退届（様式3）を提出すること。

(2) 提出期限

令和元年10月31日（木）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

提出先は「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(4) 参加資格確認通知

参加資格の有無について、令和元年11月1日（金）までに参加資格確認通知書（様式2）により電子メールで送付する。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式4）により電子メールにて提出すること。（件名は「行政事務包括業務委託プロポーザル質問票」とすること。）

質問の受付は、開封確認メールにより受付とする。

(2) 提出期限

令和元年11月8日（金）午後5時必着

(3) 提出先

質問提出先は「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年11月12日（火）午後5時までに電子メールにて行う。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正事項として取り扱う。

8 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限

令和元年11月18日（月）午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

河津町総務課まで持参、郵送、宅配便等の方法により提出する。

※郵送、宅配便等の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

① 企画提案書提出届（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

③ 会社概要が分かる資料（任意様式：会社パンフレット可）

④ 業務実績表（様式6）

※過去5年間（平成26年度から平成30年度）の同種業務の受注実績（現在継続している業務を含む。）を記載すること。

※関連会社の実績は含めないこと。

⑤ 見積書（任意様式）

※年度毎の内訳を記入すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む額とし、各年度契約限度額以下の金額とすること。また、見積金額には以下に掲げる経費を含むものとする。

- ・事業主負担分の社会保険、雇用保険料等
- ・社員教育研修費、福利厚生費、労務管理経費等
- ・業務遂行に係る損害保険料等
- ・消耗品、被服費

(4) 企画提案書作成について

① 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。

② 枚数制限は10枚以内（両面20ページ以内）とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

③ 仕様書の業務概要について具体的な提案内容を記載すること。また、仕様書に記載

のない事項についても、専門性を活かした指摘や提案も可能とする。

- ④ 提出後の提案内容の追加及び修正は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限後の追加及び修正は一切認めない。
- ⑤ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字は11ポイント以上とする。

(5) 作成部数

正本1部、副本11部（正本コピー可）を提出すること。

9 審査方法

審査は、企画提案書等の内容確認とプレゼンテーションにおける審査で行う。

(1) 審査方法

①書類審査（第一次審査）

事前に提出された企画提案書を基に、「業務評価基準（別紙）」の内、「（1）業務実績・体制評価基準」について、河津町プロポーザル選定委員会により審査を行い、評価点上位3事業者を選定する。

②プレゼンテーション審査（第二次審査）

第一次審査で選定した事業者を対象に河津町プロポーザル選定委員会において、プレゼンテーション審査を行う。

なお、企画提案書等を提出した事業者が1事業者の場合でもプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査及び評価項目

業務評価基準（別紙）のとおり

(3) プレゼンテーション審査実施概要

① 開催日

- ・令和元年12月6日（金）予定

② 場所

- ・河津町役場 ※時間場所の詳細は別途通知する

③ 説明資料

- ・提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。

④ プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションは50分以内（準備10分、提案内容説明30分、質疑5分、撤収5分）とする。

⑤ その他

- ・出席人数は説明者を含め4名までとする。
- ・外部とのネットワークは使用不可とする。
- ・スクリーンは町で用意できるが、プロジェクター及びパソコン等の機器は事業者側で準備すること。

・大型テレビに映し出すことも可能。使用したい場合は事前に申し出ること。また、HDMI ケーブル対応のパソコンを用意すること。

1 0 選定方法

選定にあっては、第一次審査上位3事業者の第一次審査及び第二次審査の総合評価とし、総合評価の高い事業者を契約候補者とする。なお、第一次審査及び第二次審査ともに評価が同点の場合は、見積金額の低い事業者を契約候補者とし、見積金額についても同額の場合は、選定委員会の合議により契約候補者を決定する。

1 1 審査結果

(1) 結果通知

第一次審査の結果については、企画提案書を提出した事業者全てに河津町総務課から電子メールにて通知する。

第二次審査の結果については、河津町総務課から文書で通知する。

(2) その他

審査内容は非公開とし、審査結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

1 2 契約の締結

本プロポーザルにより特定された事業者と以下により随意契約の交渉を行う。

(1) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、河津町と契約候補者の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容及び契約金額を確定する。

(2) 辞退等

第一候補者が辞退し契約できない場合は、次点の事業者を契約予定者として契約の交渉を行う。

1 3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等の提出期限を遅延した場合

(2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 参加資格を有していないことが判明した場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 提出された見積価格が河津町の契約限度額を超えている場合

(6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

- (7) 提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
- (8) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (9) 審査結果において同一項目で3人以上の委員が「劣る」と採点した場合
- (10) その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合があります。
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、当町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 本案件に係る情報開示請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、河津町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。